証券コード　7690
2025年1月9日
（電子提供措置の開始日）2024年12月27日

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
カ　レ　ン　ト　自　動　車　株　式　会　社
代表取締役社長　　江頭　大介

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.currentmotor.co.jp/

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、議決権の行使をお願い申しあげます。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第24回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年1月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　**2025年1月24日（金曜日）午前10時00分**
2. 場　　所　**カレント自動車株式会社 本社会議室**
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
金子第一ビル2階
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
第24期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の事業報告の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案　第24期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の計算書類承認の件
第2号議案　自己株式取得の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.currentmotor.co.jp/）及び東京証券取引所ウェブサイト（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2023 年 11 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日まで）

1．会社の現況

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度における国内中古車登録台数は3,663,348台となり、前期比で103.9％の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような事業環境のもと、自動車再生メーカーとして取扱いの難しい車に特化した事業に注力するとともに、IT力を活かした各種取り組みを推進してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 12,186,198 千円（前事業年度比 18.3％増）となり、営業利益は 192,147 千円（同 2.4％減）、経常利益は 180,948 千円（同 4.4％減）、当期純利益は 106,664 千円（同 0.3％減）となりました。

（2）資金調達の状況

当事業年度中においては、運転資金を目的として短期借入金 830,000 千円、設備投資を目的として長期借入金 311,000 千円を調達いたしました。

（3）設備投資等の状況

当事業年度における設備投資総額は 329,251 千円で、その主なものは車輌再生工場の土地及び建物の取得によるものです。

（4）対処すべき課題

当社は、「取扱いの難しい価値ある自動車を修理修復して再流通させる」というミッションのもと、自動車再生メーカーとして取扱いの難しい車に特化した事業に注力するとともに、IT 力を活かした各種取り組みを推進しております。

上記を踏まえ、 当社は対処すべき課題として以下の項目を認識し、これらに対処してまいります。

①認知度の向上及び企業ブランドの確立

市場における存在感に比して、競合他社よりも認知度が低いことが課題となっております。今後も高付加価値の商品供給や他の追従を許さないサービスにより顧客への提供価値を高め、企業としての信頼を得ていくと同時に、IT 等を活用した適切な広告展開及び広報活動の強化により、認知度の向上及び企業ブランドの確立に努めてまいります。

②自動車再生機能の強化

自動車再生メーカーとして、修理修復による全取扱い車輌の価値向上を実現するために、PDI センタの増強等による自動車再生機能の強化を図ってまいります。

③経営基盤の強化

経営基盤の安定と発展のため、持続可能な販売網の拡大、さらには販売先のニーズに対応するために買取による仕入体制の強化を模索してまいります。 また、資金調達手段の多様化を充分活用し、当社の資本増強をおこない、経営基盤の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第21期 2021年 10月期	第22期 2022年 10月期	第23期 2023年 10月期	第24期 2024年 10月期
売上高（千円）	5,720,249	6,544,269	10,297,288	12,186,198
経常利益(千円)	420,323	117,326	189,363	180,948
当期純利益（千円）	262,571	75,702	107,010	106,664
1株当たり当期純利益(円)	437.62	128.03	181.99	180.82
総資産（千円）	1,642,799	2,001,868	2,271,288	2,615,389
純資産（千円）	541,122	571,530	678,621	794,252
1株当たり純資産(円)	901.87	969.43	1,151.42	1,346.28

(6) 重要な子会社の状況

該当するものはございません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社（カレント自動車株式会社）及び持分法非適用関連会社1社で構成されており、自動車のアフターマーケット領域で事業展開をしております。「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、車を通じて人々の幸せと社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、旧車をメインとして取扱いの難しい車に長年特化してきたことにより培った専門性・技術力を活かし、次のとおり事業を行っております。なお、当社は「車輌及びその関連事業」の単一セグメントですが、単一セグメントによるリスクを回避すべく、周辺事業を多角展開しております。

【車輌及びその関連事業】

①自動車買取事業

自社で運営するWEBサイト「旧車王」や「外車王」等を通じて、長年培ったノウハウを活かした適正査定のもと、全国のユーザー様から中古車を買取り、修理・修復を施し、オートオークション等を通じ市場に再流通又は当社の自動車販売事業を通じて販売しております。

②自動車販売事業

輸入名車専門店として車好きのマニア層に人気の高い中古車モデルを、徹底した品質管理のもと全国のエンドユーザー様へ販売しております。

③IT事業

WEBサイトを通じて、自動車に係る消費者の買取査定依頼案件を提携パートナーに紹介しております。

④パーツサプライ事業

輸入車に特化したパーツの供給事業を行っております。持分法非適用関連会社のFairview International Trading, LLC及びその他の海外部品商から低価格で高品質なパーツ、入手困難なパーツを輸入し、整備事業者への卸売りを行っております。通常パーツに加えて自社パーツブランド“CRT”シリーズを、整備工場を中心に販売しております。また、ECサイト「EURO AUTO」を自社運営し、通信販売も行っております。

⑤修理・整備事業

車輌整備工場を運営しております。自動車システムメーカーBOSCH認定の自動車整備工場であり、輸入車の修理、整備、車検、鈑金サービスを旧車から最新モデルまで幅広く提供しております。また、フランチャイズ事業である「Dr.輸入車」（後述）の旗艦店としての機能も兼ねております。

⑥整備ネットワーク事業

「輸入車整備に特化した整備事業者」のフランチャイズ展開を行い、「Dr.輸入車」のFC本部として加盟店へ輸入車整備工場運営に関するノウハウ・技術・研修・ツールを提供しております。

事業系統図

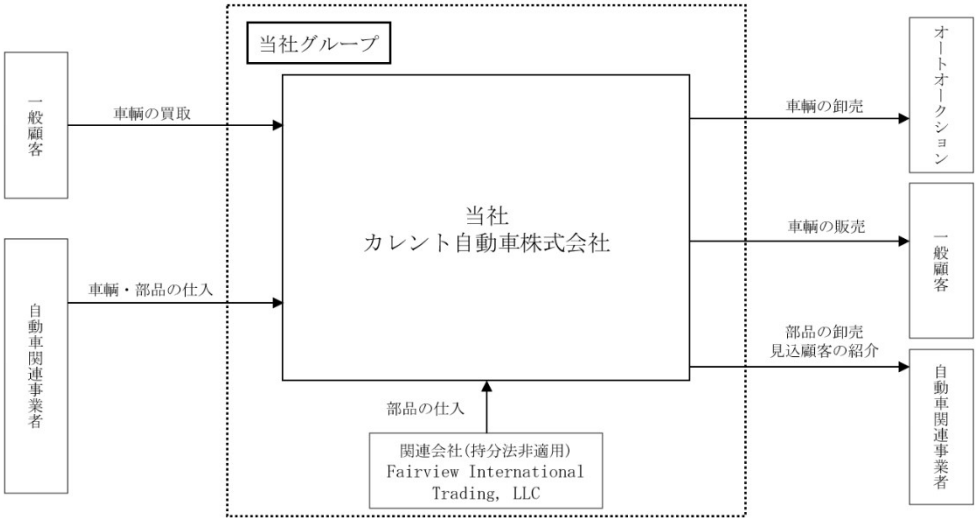

(8) 主要な営業所及び使用人の状況

①営業所

名称	所在地
本社	横浜市港北区新横浜二丁目 5 番地 11
ショールーム	横浜市青葉区美しが丘四丁目 52 番地 16
整備工場	川崎市宮前区水沢二丁目 17 番 10 号
車輌再生工場	横浜市都筑区

②使用人の状況

2024 年 10 月 31 日現在

使用人数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
114（5）	29.8	2.91

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近 1 年間の平均人員を（ ）外数として記載しております。

(9) 主要な借入先

2024 年 10 月 31 日現在

借入先	借入残高 （千円）
㈱横浜銀行	581,628
㈱三菱 UFJ 銀行	250,000
㈱りそな銀行	335,050
㈱日本政策金融公庫	11,456
計	1,178,134

(10) その他会社の状況に関する重要な事項

該当するものはございません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　2,400,000 株
(2) 発行済株式の総数　　600,000 株
(3) 株主数　　9 名
(4) 大株主

株主名	株式数	所有比率
ディーイー工業合同会社	240,000 株	40.7%
江頭大介	239,900 株	40.7%
竹下智彦	60,000 株	10.2%
渡辺一世	30,000 株	5.1%
石原直人	12,000 株	2.0%
都築哲平	6,000 株	1.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,900 株	0.3%
株式会社ユナイトフォー	100 株	0.0%
合計	589,900 株	100.0%

(注1) 当社は自己株式10,100株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
(注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除しており、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当するものはございません。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第 4 回新株予約権
新株予約権の数	10,000 個
保有人数	取締役　1 名
目的となる株式の種類及び数	普通株式　10,000 株
新株予約権の払込金額	無償
行使価格	5,642 円
行使期間	2026 年 4 月 20 日から 2034 年 4 月 19 日
新株予約権の行使条件	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

	②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の 合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称	第 4 回新株予約権
新株予約権の数	50,000 個
保有人数	従業員　10 名
目的となる株式の種類及び数	普通株式　50,000 株
新株予約権の払込金額	無償
行使価格	5,642 円
行使期間	2026 年 4 月 20 日から 2034 年 4 月 19 日
新株予約権の行使条件	(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。 (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

	⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の 合計額は、1,200 万円を超えてはならない。

(3) その他新株予約権等の状況

①2022 年 11 月 18 日付発行の当社第 3 回新株予約権の内容

発行決議日	2022 年 10 月 21 日
新株予約権の数	第 3 回新株予約権：5,130 個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 第 3 回新株予約権：5,130 株
新株予約権の払込金額	第 3 回新株予約権：1 個あたり 15.51 円
行使価格	第 3 回新株予約権：1,445 円
行使期間	2023 年 11 月 1 日から 2031 年 10 月 15 日（但し、2031 年 10 月 15 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする
新株予約権の行使条件	(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 (2)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 ①禁錮刑以上の刑に処せられた場合 ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 ⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 ⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去 5 年以内にこれらに該当した疑いのある場合 (3)本新株予約権者は、2023 年 10 月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における売上総利益が 2,000,000,000 円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき 指標を取締役会で定めるものとする。
保有状況	宇根陽介 第 3 回新株予約権：5,130 個（5,130 株）

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

役職名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	江頭　大介	
取締役	竹下　智彦	
取締役	渡辺　一世	
取締役	佐藤　健司	株式会社ギガス相談役
取締役	林　靖浩	
常勤監査役	安田　昌弘	
監査役	都築　哲平	合同会社むさしのビズサポート　代表社員 都築哲平税理士事務所　代表税理士
監査役	宇賀村　彰彦	宇賀村総合法律事務所　代表弁護士

(注 1) 取締役佐藤健司氏は、社外取締役であります。
(注 2) 監査役安田昌弘氏、都築哲平氏及び宇賀村彰彦氏は、社外監査役であります。
(注 3) 監査役都築哲平氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(注 4) 監査役宇賀村彰彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(注 5) 監査役熊沢文英氏は 2024 年 4 月 19 日に辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭の報酬は、2022 年 1 月 28 日開催の第 21 回定時株主総会において年額 200,000 千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 5 名（うち、社外取締役は 1 名）です。

取締役の非金銭報酬等は、2024 年 4 月 19 日開催の臨時株主総会において、下記のストックオプションとしての新株予約権（各事業年度 36,000 個、200,000 千円を上限）を取締役に付与することを決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は 5 名（うち、社外取締役は 1 名）です。

新株予約権の数の上限	各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の数の上限は、36,000 個とする。
新株予約権の目的である株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。
各本新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。 2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、発行前日の終値とする。
新株予約権を行使することができる期間	本新株予約権の付与決議後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 2. その他の新株予約権の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。
新株予約権の取得に関する事項	1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

監査役の金銭の報酬は、2022年1月28日開催の第21回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	77,298 （ 4,548 ）	77,298 （ 4,548 ）	－ （ － ）	－ （ － ）	5 (1)
監査役 （うち社外監査役）	15,300 （ 15,300 ）	15,300 （ 15,300 ）	－ （ － ）	－ （ － ）	4 (4)
合計 （うち社外役員）	92,598 （ 19,848 ）	92,598 （ 19,848 ）	－ （ － ）	－ （ － ）	9 (5)

（注）当事業年度において、取締役1名に対し、ストックオプションとしての新株予約権10,000個を付与しております。新株予約権の内容は、「3. 新株予約権に関する事項（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

取締役佐藤健司氏は、株式会社ギガス相談役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役都築哲平氏は、合同会社むさしのビズサポート代表社員であります。また、都築哲平税理士事務所 代表税理士でもあります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役宇賀村彰彦氏は、宇賀村総合法律事務所　代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　佐藤健司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。会社経営全般に関して豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役が果たすことが期待される役割を務めております。
監査役　安田昌弘	2024年4月19日の就任以降に開催された取締役会7回のうち7回に出席いたしました。監査役監査業務に関する豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 同様に、2024年4月19日の就任以降に開催された監査役会には、7回のうち7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役　都築哲平	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に税理士の立場・見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 同様に、当事業年度に開催された監査役会には、14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役　宇賀村彰彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士の立場・見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 同様に、当事業年度に開催された監査役会には、14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役　熊沢文英	2024年4月19日の辞任以前に開催された取締役会7回のうち7回に出席いたしました。企業財務に関する豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 同様に、2024年4月19日の辞任以前に開催された監査役会には、7回のうち7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

貸　借　対　照　表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
流動資産	**2,166,794**	**流動負債**	**1,538,538**
現金及び預金	945,141	買掛金	254,532
売掛金	281,495	未払金	203,897
商品及び製品	879,736	未払費用	37,535
仕掛品	3,107	短期借入金	880,000
前払費用	23,836	1年内返済予定長期借入金	40,604
その他	35,456	未払法人税等	19,575
貸倒引当金	△ 1,979	未払消費税等	10,859
		前受金	69,800
固定資産	**448,595**	預り金	8,438
有形固定資産	**355,883**	賞与引当金	13,226
建物	152,776	製品保証引当金	60
構築物	3,475	その他	7
機械装置	16,487	**固定負債**	**282,598**
車両運搬具	1,075	長期借入金	257,530
工具器具備品	15,089	退職給付引当金	2,378
土地	166,978	資産除去債務	18,320
		その他	4,370
無形固定資産	**16,064**	**負　債　合　計**	**1,821,136**
ソフトウェア	7,814	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	8,250	**株主資本**	**794,173**
		資本金	10,000
投資その他の資産	**76,646**	資本剰余金	3,062
投資有価証券	961	その他資本剰余金	3,062
関係会社株式	5,480	利益剰余金	820,500
出資金	260	その他利益剰余金	820,500
長期前払費用	10,752	繰越利益剰余金	820,500
繰延税金資産	11,022	自己株式	△ 39,390
その他	48,170	**新株予約権**	**79**
		純　資　産　合　計	**794,252**
資　産　合　計	**2,615,389**	**負　債　純　資　産　合　計**	**2,615,389**

損　益　計　算　書

（自　2023年11月1日　　至　2024年10月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**12,186,198**
売　上　原　価		**9,930,356**
売　上　総　利　益		**2,255,842**
販売費および一般管理費		**2,063,694**
営　業　利　益		**192,147**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	26	
受　取　配　当　金	0	
固　定　資　産　売　却　益	408	
そ　の　他	4,504	4,939
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	11,543	
為　替　差　損	61	
そ　の　他	4,534	16,139
経　常　利　益		**180,948**
特　別　利　益		
新株予約権戻入益	1,505	1,505
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	1,951	
抱合せ株式消滅差損	7,457	9,409
税引前当期純利益		**173,044**
法人税、住民税及び事業税	52,223	
法　人　税　等　調　整　額	14,156	66,380
当　期　純　利　益		**106,664**

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自　2023年11月1日　　至　2024年10月31日）

（単位：千円）

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	10,000	－	－	713,835	713,835	△46,800	677,035	1,585	678,621
当期変動額									
当期純利益				106,664	106,664		106,664		106,664
自己株式の処分		3,062	3,062			7,410	10,472		10,472
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△1,505	△1,505
当期変動額合計	－	3,062	3,062	106,664	106,664	7,410	117,137	△1,505	115,631
当期末残高	10,000	3,062	3,062	820,500	820,500	△39,390	794,173	79	794,252

個別注記表

2023年11月1日から2024年10月31日まで

1．重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式　…　移動平均法による原価法

・その他有価証券

　市場価格のない株式等　　…　移動平均法による原価法

(2)棚卸資産

・商品及び製品、仕掛品

　評価基準は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

　定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	7～15年
機械装置	9～15年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	4～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

　定額法によっております。

　なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	3～5年

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。貸倒実績がない場合においては、取引実績等に鑑みて合理的な割合を算定しております。

②賞与引当金

　従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

　対象となる売上債権に対して発生実績率を乗じる方法により算出しております。

④退職給付引当金

　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

　外貨建金銭債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

　当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載のとおりであります。

　車輌及びその関連事業においては、主に、車輌の販売及び車検・点検整備等のサービスの提供を行っております。このうち、オークションでの車輌の販売については、オークション会場で落札された時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。一方、オークション以外での車輌の販売については、車輌を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、車検・点検整備等のサービスの提供については車検・点検整備等のサービスの提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

2．貸借対照表に関する注記
(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

建物	116,776 千円
土地	166,978 千円
計	283,755 千円

担保に係る債務

長期借入金	285,050 千円
計	285,050 千円

（注）上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は 290,000 千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　46,332 千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債務…… 6,084 千円

3．損益計算書に関する注記
(1) 関係会社との取引高
仕入高……16,714 千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式　600,000 株
(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び総数
普通株式　10,100 株
(3) 配当に関する事項
該当事項はありません。
(4) 新株予約権等に関する事項

名称	第 3 回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	5,130 株
新株予約権の残高	79 千円

5．税効果会計に関する注記
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産

資産除去債務	6,230 千円
賞与引当金	4,498 千円
投資有価証券評価損	8,175 千円
未払事業税	2,036 千円
その他	2,709 千円
繰延税金資産小計	23,650 千円
評価性引当額	△8,175 千円
繰延税金資産合計	15,475 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	4,453 千円
繰延税金負債合計	4,453 千円
繰延税金資産の純額	11,022 千円

6. 金融商品に関する注記
(1) 金融商品の状況に関する事項
①金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。
また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。
②金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヵ月以内の支払期日であります。
③金融商品に係るリスク管理体制
a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。
特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。
b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
該当事項はございません。
c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（1年内返済予定を含む）	298,134	298,289	155
負債計	298,134	298,289	155

（注1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	当事業年度末（千円）
非上場株式　※	961
関係会社株式　※	5,480

※　これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	298,289	－	298,289
負債計	－	298,289	－	298,289

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	車輌及びその関連事業
一時点で移転される財	12,164,333
顧客との契約から生じる収益	21,864
その他の収益	－
外部顧客への売上高	12,186,198

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「(6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（契約資産の残高等）

（単位：千円）

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	142,399	281,495
契約負債	41,233	69,800

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に計上しております。

契約負債は、商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は41,233千円であります。

9. 1株当たり情報に関する注記
(1) 1株当たり純資産額　　1,346円28銭
(2) 1株当たり当期純利益　　180円82銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）
当社は、2024年12月13日開催の取締役会において、2025年1月24日開催予定の第24回定時株主総会に、特定の株主からの自己株式取得の件を付議することを決議しました。

(1) 自己株式取得を行う理由
当社は、資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、株主還元策の一環として自己株式の取得につきましても検討して参りましたが、この度、株主であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から当社株式について当社への売却の打診を受けました。その後、協議を重ねた結果、1株につき5,642　円での当社による自己株式取得を行う方法にいたりました。このため、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容
① 取得対象株式の種類
当社普通株式
② 取得する株式の総数
1,900株（上限）
（発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合　0.3%）
③ 取得価額の総額
10,719,800円（上限）
④ 株式1株を取得するのと引換に交付する金額の算定方法
当社の普通株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますが、流動性が高くない等の理由から、株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、類似会社比較方式により算出した株式価値を参考に決定しております。
⑤ 取得期間
2025年1月27日～2025年2月28日
⑥ 取得先
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年12月13日

カレント自動車株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　安田　昌弘　㊞

監査役（社外監査役）　都築　哲平　㊞

監査役（社外監査役）　宇賀村彰彦　㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　第24期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）の計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第24期計算書類の承認をお願いするものであります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容につきましては、添付書類（12ページから19ページ）に記載のとおりであります。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきまして、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

第2号議案　自己株式取得の件

1．自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、株主還元策の一環として自己株式の取得につきましても検討して参りましたが、この度、株主であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社から当社株式について当社への売却の打診を受けました。その後、協議を重ねた結果、1株につき5,642円での当社による自己株式取得を行う方法にいたりました。このため、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

2．取得に係る事項の内容

①　取得対象株式の種類	当社普通株式
②　取得する株式の総数	1,900株（上限） 発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.3%
③　株式の取得価格の総額	10,719,800円（上限）
④　株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額	5,642円
⑤　取得期間	2025年1月27日～2025年2月28日
⑥　取得先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（注）上記内容については、2025年1月24日開催予定の当社定時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

3．取得先の概要

①　氏名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
②　住所	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
③　上場会社と当該法人の関係	当社の株主であります。

4．その他

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、当社定時株主総会開催日の5日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）として追加するよう請求することができます（以下、「売主追加請求」といいます。）。

株主総会会場へのご案内

会場　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
　　カレント自動車株式会社 本社会議室

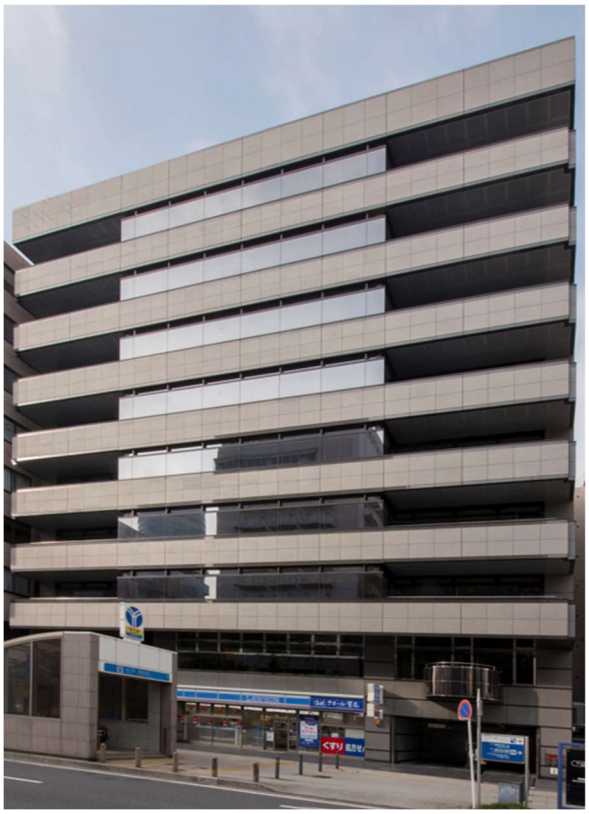

交通のご案内

- JR横浜線「新横浜駅」下車（徒歩1分）
- 横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜駅」下車（徒歩0分）

お車でお越しの際は近隣のコインパーキングをご利用ください。